

福祉施設での成年後見制度説明会及び個別相談会実施

特定非営利活動法人シビルブレイン

〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町1丁目3番17 エルフ大手前309号

助成事業の概要

平成24年度の老人福祉法及び障害者自立支援法の改正に伴い、成年後見制度の利用促進が予想されるが、未だ成年後見制度が十分に認知されているとは言い難く、成年後見人等が有する権限や業務内容への理解不足から成年後見事務を円滑に進めることができない場合も少なくない。そこで、福祉施設の職員及び施設利用者のご家族の実情に合わせた説明会及び個別相談会を行うことにより、それぞれの成年後見制度に対する理解を深め、成年後見制度がより有効に活用され得る環境の整備を目的とする。

具体的には、福祉施設及び施設利用者のご家族を対象として、成年後見人等を受任してきた実績を活かして、当法人から福祉施設へ講師を派遣し成年後見制度説明会及び個別相談会を行う。実施時期は平成25年7月から平成26年3月にかけて行う。講師の派遣は、当法人が福祉施設へ働きかけを行い個別の施設ごとに無償で行う。この方法により、独自で研修会等を実施することが困難な小規模施設や制度に対する関心の低い施設からの要請を期待できる。また、施設単位で講師の派遣を行うことによって、各施設の事業内容や職員の理解度に合わせた講義内容にすることが可能であり、広く参加者を募集する一般的な講演会と比べて、より実用的できめ細やかな講義を行うことができる。

事業の成果

(1) 準備活動及び周知活動において

当該事業を実施するにあたって、平成25年4月～6月にかけて、当該事業のチラシ及びレジュメ作成の検討会議を行い、チラシについてはレイアウト等を工夫し見やすいものを作成し、レジュメについては、成年後見制度の概要がわかるもの（易しく解説）、成年後見制度の申立方法に焦点をあてたもの、成年後見制度の実務について（事例を中心に）、任意後見制度について等、成年後見制度を細分化してそれぞれの要望に応じて組み換えができるように準備を行った。また、完成したチラシは、堺市内の各区役所、社会福祉協議会、基幹型包括支援センター等各関係窓口へ事業の説明も兼ねて訪問し配架を行った。さらに、堺市内の福祉事業所へも同様に配架を行い、以前からお付き合いのある事業所へは郵送にて当該事業の周知を図った。

(2) 事業（研修会、勉強会、相談会）において

平成25年7月に堺市内のグループホーム全体連絡会からの依頼を受けて、当該事業の第1回目となる研修会を行った。堺市全体61施設から事前アンケートを頂いていた為、多くの質問や要望にお応えできるように、研修会の前半は講義スタイル、後半はグループワーク（事例検討）を行い、最後に質疑応答の時間を設けた。研修会終了後は、「事例を交えた説明はわかりやすかった」と好評を得ることができた。

その後も、福祉事業所内の研修会やケアマネージャー連絡会、地域包括支援センターや福祉施設

の利用者の家族会等からの依頼をうけて、平成25年7月から平成26年3月にかけて全16回の研修会及び相談会に応じることができた。

全体を通して比較的小規模の研修会や相談会であったため、参加者のニーズにより細やかに対応することができたと感じている。また、相談に応じた事案の中では、成年後見制度の利用に結びついたケースもあり、成年後見制度の利用普及に貢献することができた。

成果の広報、公表

事業の成果については、当法人で毎月開催しているマンスリーミーティングにおいて、研修会及び相談会の開催の都度、報告事項として会員向けに当該事業の説明を行った。

当法人のホームページにおいても、主な成年後見事業略歴に掲載している。

また、定期的に発行している当法人の機関紙であるシビルプレスに事業の成果等を掲載し、当法人の会員及び関係各所に今後配布する予定である。

今後の展開

今回の事業を行ったことで、成年後見人等の権限や実務を理解することで施設職員と成年後見人等の連携が円滑なものとなり、成年被後見人等の現状により適合したサービスの提供ができるよう、また、成年後見制度の利用が必要なケースの判断や対処法等を学ぶことにより、施設内に制度の利用を必要とする方がおられた場合にも素早い対応ができることを期待する。また、成年後見制度を利用する際の注意点を学ぶことで制度についてのトラブルが抑制されることも期待している。

今後も、成年後見制度についての正しい知識の普及を目的とする啓発活動を行うことにより、対

象者の理解を高め、成年後見人等、福祉施設職員及び施設利用者のご家族がより円滑に連携をとることで、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等がより自分らしく生活できる環境を整えることを目指していく。